

ショートステイりんりん

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人煌徳会が開設するショートステイりんりん（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイりんりん
- (2) 所在地 千葉県花見川区宇那谷町1735

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日千葉県条例第63号）に規定するところによる。

- (1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に必要な指揮命令を行うものとします。

- (2) 医 師 1名以上とします。（嘱託医・非常勤医）

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。

- (3) 生活相談員 常勤換算方法で利用者：生活相談員は100：1の比率

で配置します。

入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

- (4) 介護職員 小規模生活単位毎に常勤1名及び常勤換算方法で3：1以上配置します。

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- (5) 看護職員 常勤換算方法で、1名以上とします。(常勤、非常勤)

医師、協力医療機関等と連携し、入所者の保健衛生並びに看護業務を行います。

- (6) 栄養士 1名以上とします。(兼務)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。

- (7) 事務職員 施設業務に必要な人数とします。(常勤、非常勤)

経理事務、労務事務、共済事務のほか、施設庶務を行います。

- (8) 調理員 給食業務に必要な人数とします。

給食業務を行います。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、介護サービスと介護予防サービスを合わせて20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの定員は次の各号に掲げるとおりとする

- | | |
|---------------|-------|
| 一 ユニット数 | 2ユニット |
| 二 ユニットごとの入居定員 | 10名 |

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護及び介護予防介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者の入浴、又は清しきを行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護及び介護予防介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護及び介護予防介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離

床して食堂で行うよう努める。

2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 8時から
- (2) 昼食 12時から
- (3) 夕食 18時から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料の受領)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除いて算定）を除いた額個々の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合相当分とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 次に掲げる費用は、一日あたりの食費及び居住費とする。ただし、利用者が保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合は、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額とする。

(1) 食事の提供に要する費用は、2,020円とする。

(朝食520円、昼食770円、夕食730円)

利用者に提供する食事の材料費及び調理等に係る費用相当額とする。

(2) 滞在（居住）に要する費用は、2,210円とする。

利用者が施設及び設備を利用し、滞在（居住）されるにあたり、個室利用に係る光熱水費相当額とする。

- 4 前項のほか、次に掲げる各号の費用は「別表1料金表」のとおりとし、その額を徴収する。
- (1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 - (2) 利用者に対する理美容サービス代
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち利用者が負担することが適当と認められるもの。
 - (4) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等に要する費用
- 5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（利用料の変更）

第11条 前条に定める利用料の受領は、法令等の変更及び経済環境の変化等により利用料の変更の必要性が生じた場合は変更するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第12条 通常の送迎の実施地域は、千葉市、四街道市、佐倉市、八千代市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第14条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲 示)

第 16 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第 17 条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

(衛生管理)

第 18 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第 19 条 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(感染症対策)

第 20 条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のために指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会をおおむね 3 月に 1 回開催する。

(3) その他関係通知の遵守、徹底。

(事故発生時の対応)

第21条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生時の対応マニュアルを定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、これらを記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 施設は自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は賠償責任を免れます。
 - (1) 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - (2) サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、施設もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

(人権の擁護及び虐待の防止のための処置)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第23条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人煌徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。